

**広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）
設置等事業 協定書**

広島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、広島港宇品旅客ターミナル（以下「ターミナル」という。）への広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）及びその運用に必要な機材等（以下「行政情報表示機」という。）の設置及び運用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲が管理する施設であるターミナルにおいて、行政情報表示機を設置し、行政情報・広告等の各種情報を配信又は掲出（以下「配信等」という。）することの取扱いについて定めることを目的とする。

（設置場所）

第2条 乙が行政情報表示機を設置できる場所は、別途甲が指定する場所とする。なお、レイアウト変更等に伴い設置場所を変更する場合がある。

（事業計画の策定及び協議）

第3条 乙は、行政情報表示機の仕様、設置費・運営費、施工管理方法、実施体制、スケジュール、行政情報のコンテンツ作成及び行政情報・広告等の各種情報の配信等に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 乙は、前項の事業計画書について、本事業の募集要領の提案条件及び応募時に提出した企画提案書に基づいて作成しなければならない。

3 乙は、第1項の事業計画書の提出後にその内容を変更するときは、あらかじめ甲と協議し、その承諾を得なければならない。

（使用の許可及び使用料）

第4条 乙は、広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則（昭和43年規則第76号。以下「広告物掲出規則」という。）に基づく使用許可を行政情報表示機の設置期間について受けるなければならない。

2 乙は、前項に定める許可を受けるに当たり、広告物掲出規則に基づく使用料を甲に対し納付しなければならない。

3 行政情報表示機による行政情報・広告等の各種情報の配信等に係る消費電気料金は、乙の負担とする。

(広告主及び広告内容の審査)

第5条 乙は、行政情報表示機により広告を掲出する広告主の選定及び広告の内容について、広告物掲出規則及び関連法令（以下「広告物掲出規則等」という。）を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できない。

2 乙は、前項に定める審査を受けるため、原則として掲出する広告のデータ、掲出予定リスト等必要な資料とチェックシートを掲出予定日の3週間前までに、甲に提出するものとする。

3 甲は、乙に対し、前項の広告の内容及びデザイン等に関する意見を直接述べるができるものとし、乙は、当該意見に関し誠実に対応しなければならない。

4 前項の意見は、次に掲げる指針によるものとする。

- (1) ターミナル内の美観を損なう広告としないこと。
- (2) 人を人種、信条、性別、身体的特徴等により差別する等、人権侵害又は名誉毀損に当たる広告としないこと。
- (3) 暴力、わいせつ性を連想させる等青少年の健全育成に反する広告としないこと。
- (4) 酒、その他飲用等に注意を要するものについては、その旨を明示すること。
- (5) ターミナル利用者に不快の念を与える広告としないこと。

(広告内容に関する責任)

第6条 乙は、広告内容について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に関する財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証する。
- (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (4) 広告内容により甲が受けた全ての損害については、乙が補償する。
- (5) 広告内容について、同一の点につき相当数の市民等から苦情が寄せられた場合は、乙の負担と責任において、当該広告物の撤去又は差替えを行わなければならない。

(広告内容の修正)

第7条 広告の内容及びデザイン等がターミナルで掲出する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、乙が負担する。

(広告内容の変更)

第8条 乙は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(乙と広告主との契約)

第9条 乙は、広告の掲出に当たり、広告主との間で広告の掲出に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(行政情報表示機の設置等並びに行政情報コンテンツ・広告等の作成及び配信等)

第10条 行政情報表示機の調達、設置、レイアウト変更等に伴う設置場所の変更、行政情報コンテンツ・広告等の作成、配信等に係る作業は、乙が自己の負担により調整・実施するものとする。

(作業等の委託)

第11条 乙は、乙の責任において、前条に定める作業を、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合は、甲に事前に当該第三者に委託する内容等を報告するものとする。

(行政情報表示機設置に当たっての留意事項)

第12条 乙は、行政情報表示機の設置に当たっては、ターミナルの維持管理並びに災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。

2 乙は、行政情報表示機の落下、転倒及び破損等により、ターミナル利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 甲は、乙に対して、第1項及び第2項の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

4 行政情報表示機の設置及び撤去に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整した上で、甲が指定する日時に行うものとする。

(行政情報表示機が破損等したときの対応)

第13条 乙は、行政情報表示機が破損及び汚損又は紛失等したときは、速やかに復旧等の最適な措置を取らなければならない。

2 前項に定める復旧にかかる経費は、乙が負担する。

(行政情報表示機の一時撤去又は広告の一時削除)

第14条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に行政情報表示機の一時的撤去又は広告の一時的削除（以下「一時撤去等」という。）を指示するこ

とができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 甲の指定する期日までに使用料又は電気料金の納付がないとき。
 - (2) 乙が、法令又は本協定の内容に違反したとき。
 - (3) 広告主又は広告の内容が広告物掲出規則等に違反したとき。
 - (4) 第7条第1項による広告の内容の修正を乙が行わないとき又は第12条第3項の甲の助言及び指導に乙が従わないとき。
 - (5) その他、行政情報表示機の設置及び広告の掲出等を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去等の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は行政情報表示機の設置及び広告の掲出を再開することができる。
- 3 第1項の一時撤去等及び前項の再開に係る費用は乙が負担する。
- 4 第1項の指示があったにもかかわらず、一時撤去等に必要の相当期間内に乙が一時撤去等を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく自ら一時撤去等を行うことができ、これに要した費用は乙が負担するとともに、甲は一時撤去等によって生じた乙の損害を賠償しない。
- 5 本条に基づき一時撤去等が行われた場合は、使用料が納付済であっても、甲は乙にその返還をしない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告した上で、本協定を解除できる。

- (1) 第4条の使用許可が得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 法令違反又は正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (3) 本協定の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、乙が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ 乙が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除

を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(6) 乙が、破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

(7) 次条の規定によらず、乙が本協定の解除を申し出たときで、甲が本協定の解除が相当であると認めるとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、乙との協議により本協定を解除することができる。

3 本条の規定により本協定が解除された場合において、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、使用料等が納付済であっても、甲は乙にその返還をしない。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告した上、本協定を解除できる。

(1) 甲が正当な理由なく本協定に違反したとき。

(2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去等)

第17条 乙は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく行政情報表示機の撤去を行わなければならない。

(一時撤去等及び解除に伴う広告主への賠償等)

第18条 乙は、第14条から前条までの規定に基づく一時撤去等及び解除が行われた場合に、広告主に対して損害の賠償等を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、第5条第1項による承認が得られなかった場合、第7条第1項により修正を行った場合、第12条第3項による助言・指導に従った場合、第14条第1項及び第4項の規定による一時撤去等がなされた場合並びに第15条第1項による解除がなされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。

2 甲は、本協定の履行に関して、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

3 乙は、本協定の履行に関して、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたとき

は、その損害の賠償をしなければならない。

4 第2項及び前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第20条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。
- (2) 当該損害が乙の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決に当たるものとする。

(原状回復)

第21条 乙は、事業期間の満了、許可の取消し等により行政情報表示機を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

2 乙が合理的な期間内に前項の原状回復をしない場合、甲はこれらの機器を撤去し、原状回復を行い、それらに要した合理的な費用について、乙に請求することができる。

(著作権等)

第22条 乙は、行政情報表示機の設置及び行政情報コンテンツ・広告等の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、本協定に基づいて設置した行政情報表示機及び広告等が掲載されている写真又は画像データを、港湾関連事業の紹介等の行政目的のために、甲が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を承諾するとともに、広告主からの承諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(行政情報コンテンツの作成及び流用禁止等)

第23条 本協定に基づいて設置した行政情報表示機で配信する行政情報コンテンツは、乙が作成する。

2 前項に基づき乙が作成した行政情報コンテンツは甲の所有に帰するものとし、乙は甲の行政情報表示機以外で配信してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

3 甲の提供する情報をもとに、乙が作成（データ変換等を含む。）する行政情報コンテンツについて、甲は、乙に提供する行政情報の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び行政情報の内容にかかる財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。

（権利義務の譲渡等の制限）

第24条 乙は本協定から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（守秘義務）

第25条 乙は、本業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本協定の終了後及び解除後も、同様とする。

（準拠法及び合意管轄）

第26条 本協定の準拠法は日本法とし、同法によって解釈される。

2 甲及び乙は、本協定から生ずる権利義務について紛争が生じた場合、誠意をもって協議し、円満にこれを解決するものとする。協議により解決ができない場合、裁判管轄は日本国のみにあるものとし、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（疑義の解釈等）

第27条 本協定の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、関係法令に従うとともに、その解決のために甲乙協議して定めるものとする。

（適用日）

第28条 本協定の適用日は、令和6年〇月〇日とする。

（有効期間）

第29条 本協定の有効期間は、協定の適用日から令和11年3月31日までとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年〇月〇日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
広島市長 松井 一實

乙 〇〇
〇〇
〇〇